

平成 30 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 g u m i
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 國 光 宏 尚
(コード番号：3903 東証市場第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 本 吉 誠
(TEL. 03-5358-5322)

監査役及び補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査役 3 名選任の件」及び「補欠監査役 2 名選任の件」を平成 30 年 7 月 25 日開催予定の当社第 11 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査役候補者

氏名	現在の役職名等	新任・重任
梅田 裕一	常勤・社外監査役	重任
池川 穰治	社外監査役	重任
鈴木 学	社外監査役	重任

- 注 (1) 各監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- (2) 梅田裕一氏は金融業界を通じて培われた豊富な経験と知識を有しており、企業の健全性の確保、透明性の高い、公正な経営監視体制の確立を期待できると判断し、社外監査役としての選任をお願いするものがあります。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会の終結の時をもって6年9ヶ月となります。
- (3) 池川穰治氏は公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な見地から適切な監査をしていただけるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会の終結の時をもって8年となります。
- (4) 鈴木学氏は弁護士としての経歴を通じて培った専門家としての高い知見に基づき、適切な監査をしていただけるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会の終結の時をもって6年8ヶ月となります。
- (5) 当社は、梅田裕一氏、池川穰治氏及び鈴木学氏との間で会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- (6) 池川穰治氏及び鈴木学氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出ております。

2. 補欠監査役候補者

氏名	現在の役職名等	新任・重任
高谷 知佐子	補欠社外監査役	重任
山田 幸平	補欠社外監査役	重任

注（1）各補欠監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

- （2）高谷知佐子氏は弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- （3）山田幸平氏は公認会計士として培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- （4）高谷知佐子氏及び山田幸平氏が監査役に就任した場合には、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする予定です。
- （5）山田幸平氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定です。

以 上